# 産 業 建 設 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第１０９条の規定により報告します。

令和８年(2026年)９月２４日

宇部市議会議長　山　下　節　子　　様

産業建設委員長　志　賀　光　法

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 議決の結果 | 議　　決　　の　　理　　由 |
|---|---|---|---|
| 議　　案<br>第８９号 | 宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件 | 原案可決 | 令和７年度宇部市下水道事業会計の未処分利益剰余金及び資本剰余金を処分することについて、地方公営企業法第３２条第２項及び第３項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。 |
| 議　　案<br>第９０号 | 宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件 | 原案可決 | 令和７年度宇部市水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。 |